

新旧対照表

市長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年規則第46号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>電子署名</u> 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>電子署名及び認証業務に関する法律</u>（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</p> <p>イ <u>政府認証基盤</u>（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ウ <u>地方公共団体組織認証基盤</u>（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略 (電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 市長等は、前項の規定により処分通知等（当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、その情報を同項に規定するファイルに記録しなければならない。<u>ただし、市長の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名及び前項ただし書に規定する措置とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) <u>電子署名</u> <u>電子署名及び認証業務に関する法律</u>（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。</p> <p>(3) 同 左</p> <p>2 同 左 (電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第5条 同 左</p> <p>2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、<u>当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録しなければならない。</u></p> <p>3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第7条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は<u>電磁的記録に係る記録媒体</u>をもって調製する方法により作成等を行うものとする。<u>この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</u></p>	<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第7条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は<u>磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）</u>をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p>
2 省 略	2 同 左

附 則

この規則は、公布の日から施行する。